

# 放課後子ども教室休室基準

令和8年6月1日

## 1 判断による休所

非常災害、その他急迫の事情のある場合

### (1) 長久手市に暴風警報・暴風雪警報・危険警報・特別警報が発令された場合

| 警報発令時及び解除時の対応  |                     |
|--|---------------------|
| 暴風警報、暴風雪警報、大雨危険警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報及び大雨特別警報が午前6時現在発令されている場合 | 学校が休校することに伴い、休室とする。 |
| 開所中の発令   | 事業を中止。速やかに保護者に引き渡す。 |

### (2)

地震

|                  |   |
|------------------|---|
| 震度5強以上の地震が発生した場合 | 地震発生当日は休室                               |
| 開所中の発生           | 事業を中止し、児童の安全が確認されるまで施設内で待機のうえ、保護者へ引き渡す。 |

### (3) 南海トラフ地震臨時情報

|                     |                      |
|---------------------|----------------------|
| 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意） | 休室の場合は、災害対策本部の判断による。 |
| 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒） | 休室の場合は、災害対策本部の判断による。 |

### (4) 熱中症特別警戒情報

実施日の前日午後2時に、愛知県下に熱中症特別警戒情報が発表された場合、学校が休校することに伴い翌日は中止。

## 2 その他

火災、災害、事故等で児童等の生命・身体に危険があると認められる場合は休室する。